

源平闘諍録全釈 (六一卷一上⑥ (九ウ5) 一一ウ6))

早川厚一

【原文】

繫^カ程^ニ仁安三年^ノ戊子^ノ十一月十一日歳五十八^ニ被^レ侵^ニ病^ニ為^レ存^ニ命^ノ出家^ノ入^ニ道^ス其^レ驗^ニ宿^ニ病^ノ立^レ所^ニ療^ヘ全^ニ天^ノ命^ヲ人^ノ随^テ著^{コト}如^シ吹^ク風^ノ靡^ル草^ノ木^ト世^ノ普^ク仰^{コト}似^ク降^ル雨^露国^ノ土^ニ言^ハ六^ノ波^ノ羅^ノ殿^一家^ノ君^ノ達^ト花^ノ族^ノ栄^ニ雄^ノ無^ク对^ヘ面^ヲ并^ル肩^ヲ人^ト平^大納^言時^ノ忠^ノ卿^ノ被^レ申^者非^レ此^ノ一^門者^ノ男^ト女^ト尼^ト法師^ト人^ト非^レ人^ト云^{ケル}然^レ問^ハ何^{ナル}人^ト欲^{ケル}結^ス其^レ類^ニ寔^ニ取^テ于^レ時^一者^ノ理^也凡^ク衣^ノ文^ノ書^ノ様^ノ鳥^ノ帽^ノ子^ノ髻^ノ様^ノ始^テ何^事云^{ケル}六^ノ波^ノ羅^ノ様^一天^ノ下^ノ人^ト学^ブ此^ヲ

【釈文】

繫りし程に、仁安三年(戊子)十一月十一日、歳五十八にて病に侵され、存命の為に出家入道す。其の験にや、宿病立所に療えて天命を全くす。人の随ひ著くこと、吹く風の草木を靡かすがごとし。世の普く仰ぐこと、降る雨の国土を露すに似たり。六波羅殿の一家の君達とだに言へば、花族も栄雄も面を対へ肩を并ぶる人ぞ無き。平大納言時忠の卿の申されけるは、「此の一門に非ざらん者は、男も女も尼も法師も、人非人なり」とぞ云ひける。然る間、何なる人も其の類に結ばれんとぞ欲ける。寔に時に取りては理なり。凡そ衣文の書き様、鳥帽子の髻様より始めて、何事も六波羅様とだに云ひてければ、天下の人此れを学ぶ。

【校異・訓読】 1 「療へ」。注解参照。

【注解】○繫りし程に 訓みは、「繫^シ程^シ(卷一上^一一六オ)に従った。

〈延・長・南〉等「カ、リシ程ニ」(〈延〉卷一^一二四ウ)。○仁安三

年〈戊子〉十一月十一日「十一月十一日〈四・延・長・盛・覚〉同、

〈南・中〉「十一月十二日」(〈南〉上^一一六頁)、〈屋〉「二月廿一日」

(二七頁)。二月十一日が正しい。「二月十一日依^レ病^ノ出家^ス五十一」。

法名清蓮。改名浄海(補任)仁安三年条)。「二月」を「十一月」と

見誤ったことから生じた誤りの可能性が高いが、正安二年(三〇〇)

に昌詮の撰した『性空上人伝記遺続集』に、「平家ノ物語云ク、仁安

三年十一月出家法名静海ト云々。願文者九月也、又法名清蓮ナリ、仍

旁不審ナリ」とある(落合博志)。清盛の出家を「十一月」とする誤

りが、『平家物語』生成のかなり早い段階に生じていたことが分かる。なお、仁安三年の干支は戊子で正しい。ここに干支を記すのは〈闘のみだが、こうした事例は、特に卷一上に集中する（全二十八例中、二十二例）。詳細は、本全釈（五一九～一〇頁）参照。○歳五十八にて病に侵され 諸本や前項に記す〈補任〉に見るように、清盛の出家は五十一歳の時。〈闘〉が「五十八」とするのは、父忠盛との混乱があるか。そうした事情を示すが、次に引く鎌倉本。「仁平三年十一月十二日、清盛歳五十八ト申ニ病ニ侵レ」（「平」をミセケチとし、「安」と補記。六ウ）。〈闘〉には鎌倉本との関係も指摘されている（島津忠夫四三頁以下）ように、今後の調査が必要となる。○
出家人道す この後に、清盛が法名を「浄（静）海」と名乗ったことを記すのは、〈延・長・盛・南・屋・覚・中〉。この前後近似する本文を記す〈四〉も法名を記さないが、この後に、〈四・闘〉共に、清盛の呼称を「静海」とする記事を見せることからすれば、脱落の可能性が濃いだろう。『平治物語』一類本には、『平家物語』から影響を受けたと見られる記事があるが、当該記事も其の一つである。「抑、保元に為義誅せられ、平治に義朝誅せられしより以来、平家の一門、繁昌す。わが身は太政大臣にあり、子息、近衛大将にあひならび、親類の昇進、思さまにて、卿相・雲客、六十余人なりき。仁安二年十一月、清盛、病にかされて、年五十一にて出家して、法名、浄海と改む」（新大系二七三頁）。この記事は、『平家物語』卷一内の近接した三箇所から構成されている（日下力一四九頁）。○
療えて 底本は、「療^へ」。とすれば、「療えければ」と訓むべきか。〈延・長・盛・南・覚・中〉「癒へテ」（〈延〉一五オ）。出家人道の功

徳により病が癒えたとするばかりか、平家に栄華をもたらしたとするのだろう。○露す 〈四〉「潤^す」（卷一九左）、〈延〉「湿スニ」（卷一一二五オ）、〈長〉「うるほすに」（一―一九頁）等とあるように、〈闘〉も「うるほす」と訓んで良からう。〈闘〉では孤例。〈名義抄〉「露 ウルフ」（法下七一）。○平大納言時忠卿 時忠の義妹滋子が小弁の女房名で東西門院に出仕して間もなく、滋子は、後白河院の寵を得たらしい（宮崎莊平九九―一〇〇頁）。その滋子が、応保元年（一一六一）九月に皇子憲仁を出産し、その後親王宣下、永万二年（一一六八）十月には立太子するに至り、後白河院の近臣時忠は、滋子の兄、東宮の外戚として栄達を極めていった。しかし安元二年（一一七〇）七月に建春門院滋子が崩御して以降、既に徳子の中宮立后にあたって中宮権大夫に任じられていた時忠は、「清盛の勢威を支える腹心としての立場を、よりいっそう強めていく」（宮崎莊平一三五頁）ことになったという。○此の一門に非ざらん者は、男も女も尼も法師も、人非人なり 『平家物語』諸本は、高倉天皇の即位記事で、〈闘〉「平大納言時忠。卿は女院の御妹、主上の御外戚、内外に付け執権たる間、叙位除目偏に此の卿の沙汰なり。然れば則ち、此の世には平閑白とぞ申しける」（卷一上―一九オ）と記す。しかし、仁安三年（一一六八）三月の高倉天皇即位の時点で、叙位除目が時忠の思いのままというのは誇張で、ここは、こうした描かれ方をされるほどに、高倉天皇・建春門院・清盛の三者に最も関係の深い時忠の位置が世の注目を浴びていたことを示すとされる。また、当該記事のように、「此の一門に非ざらん者は…」と時忠が豪語した時期としては、治承三年（一一七九）十一月のクーデターから治承五年閏二月の

清盛没までの頃がふさわしいとされる(宮崎莊平一三五～一三七頁)。

「男も女も尼も法師も」とするのは、〈四・延・長・盛〉同。すべての人間という意で男・女・法師・尼を挙げるのは、仏典等でしばしば比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷として出家・在家信者の男女を挙げることによる表現なのだろう。〈盛全釈〉の当該注解参照(四一八頁)。なお、「人非人」とは、天龍八部の鬼神を指す。『三国伝記』「爰王驚云、「汝不在人。天龍夜叉乾達婆」ト云。后答云、「吾人非乾達婆。人非人アラス。仏所に到法聴誓願発。其善力依金

【引用研究文献】

*落合博志「鎌倉末期における『平家物語』享受資料の二、三について―比叡山・書写山・興福寺その他―」(軍記と語り物二七号、一九九一・三)

*日下力『平治物語』における惠源太雷化話の作出と『保元物語』『平家物語』(国文学研究六七、一九七九・三)、『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による)

*島津忠夫「教訓状・烽火の沙汰―『平家物語』についてのひとつの覚書―」(国語国文、一九八〇・7)、『平家物語試論』汲古書院一九九七・7再録。引用は後者による)

*宮崎莊平「建春門院平滋子とその周辺―「建春門院中納言日記」ノートより―」(藤女子大学・藤女子短期大学紀要第一部二二、一九七四・12)

【原文】

又何賢主聖主御政撰政関白成敗於人聞所無何被余世徒者皆傾申事常習也然此入道世盛間雖人聞所聊無忽緒申者其故者入道計十七八計ノ童部髪殺廻僮著直垂小袴三百人之程被召仕之間此等充滿京中自六波羅殿方様上有利下惡様言者此等随出番吹毛疵三百余人行向在々々即時磨滅之怖申愚也然則雖目見心知之無詞顯云者言六波羅殿髮振上下皆恐怖(拙歟也)通道馬車退去過雖出入禁門不及尋名姓見京師長吏為此側目。

剛密遮吾加護給故(中世の文学上一二〇三頁)。○寔に

時に取りては理なり(闘)の独自異文。ここで、「此の一門に非ざらん者は…」と豪語する人物として時忠が取りあげられるのは、清盛の妻時子の弟、滋子の兄、東宮の外戚、清盛の腹心として羽振りを利かしていた点に注目するからであろう。そうした時忠の言動からしても、世の人々が平家との縁故を結ぼうとするのは至極当然であったのである。

【釈文】

又何なる賢王聖主の御政、撰政閔白の成敗なれども、人の聞かぬ所にては、何と無く世に余されたる。徒者などの、些傾申す事は常の習ひなり。然るに、此の入道の世盛りの間は、人の聞かぬ所なりと雖も、聊も忽緒にも申す者無し。

其の故は、入道の計りことに、十七八ばかりの童部の髪を僅に殺り廻し、直垂・小袴を著せ、二三百人が程召し仕はるるの間、此等京中に、充滿して、自ら六波羅殿の方様の上を悪し様に言ふ者有れば、此等聞き出だすに随つて、毛を吹きて疵を覓め、三百余人在々処々に行き向かひ、即時に之を磨滅す。怖しと申すも愚かなり。然れば則ち、目に見、心に知ると雖も、之を詞に顕はして云ふ者無かりけり。六波羅殿の髪振とだに言へば、上下皆恐お怖れ、道を通る馬車も退去つて過ぎけり。禁門を出入すると雖も、名姓を尋ぬるに及ばず、京師の長吏此れが為に目を側つるかと思え（へ）たり。

【校異・訓読】 1 「徒者」レハ。音符は、訓符の誤りだろう。 2 「充滿」レテ。訓符に従えば、「充ち満ちて」となる。 3 「怖モ」。〈延〉「オソロシナド申モ愚カ也」（巻一―二五ウ）、〈長〉「怖と申も疎かなり」（一―三〇頁）。「怖」に付された送り仮名「モ」は、本来は「申」に付されたものか。

【注解】 ○人の聞かぬ所にては 「於テハ人ノ不聞所」は、「人の聞かぬ所に於いては」とも訓めよう。訓読には、〈四〉「人の不聞之処」は（巻一―一〇右）、〈延〉「人ノキカヌ所ニテハ」（巻一―二五ウ）を参照した。〈闘〉の「於」は、「お」の訓以外に、「於いて」の訓「於テハ古今ニ山門ノ訴訟恐事 申伝」（巻一―三三ウ）、「にて」の訓「於レテモ此路」に「レ」を付し、「死官」（巻一―二一三六オ）、「にして」の訓「今日、於レテ此所ニ請降」（巻五―一〇ウ）、「マテ」の訓「有於レモ何レ」（巻八上―二一オ）がある。 ○徒者などの 底本は、「徒者なれば」とするが誤り。後の付訓と考えて良いか。 ○些傾申す事 「些 ソシル」（〈名義抄〉仏中三三）。「長」いひそしりかたぶき申事は「一―二九頁」、〈盛〉「謗り傾申事ハ」（一―四三頁）、〈南〉「ソシリカタブキ申事ハ」（上―一七頁）、〈屋〉「謗り傾キ申事ハ」（一―八頁）、〈覚〉「そしり傾け申事は」（上―一三頁）、〈中〉「そしりかたぶき申事は」（上―一四頁）とするように、〈闘〉も「些り傾き申す事は」と訓むべきか。 ○此

の入道の世盛りの間は 前節の注解に見たように、「此の一門に非ざらん者は…」と時忠が豪語した時期としては、治承三年（一一七九）十一月のクーデターから治承五年閏二月の清盛没までの頃が史実の上ではふさわしいようだが（宮崎莊平一三五―一三七頁）、『平家物語』が構想する清盛の世盛りの頂点とは、この後の「我身榮華」に見る清盛の子息達に付された官職表記から、安元三年の時期、つまり重盛・宗盛兄弟が左右大将に並んだ時期と考えられる（美濃部重克五五頁）。その年は鹿谷事件が起きた年であった。「禿髮」話とは、平家のその頃までの話とるのである。 ○十七八ばかりの童部 禿髮の年齢は、〈四・盛〉「十四五若」十六七（〈四〉一〇右）、〈延・長〉「十四五、若八十七八」（〈延〉二五ウ）、〈南・覚〉「十四五八」（〈南〉一七頁）、〈屋〉「十四五」（二八頁）、〈中〉「十五八」（一四頁）。次節に引く〈闘・延・長・盛〉の王莽説話に見る年齢の対応は次表のとおり。それによれば、〈延・長・盛〉の禿髮説話が記す「十四五」は、王莽説話が記

す年齢に対応させるための年齢のようである。に対して、〈鬪〉や〈延・長〉「十七八」、〈盛〉「十七七」の年齢は、禿髮説話がもともと記していた年齢として考えて良いか。この後の注解「直垂・小袴を」「三百人」の項参照。

諸本	禿髮説話	王莽説話
鬪諍録	十七八ばかりの童部	十三四五
延慶本	十四五、若ハ十七八ばかりナル童部	十四五計
長門本	十四五、若ハ十七八ばかりなる童部	十二三
盛衰記	十四五、若ハ十七七計ナル童部	十四五計

○髪を僅に殺り廻し 〈南・屋・覚・中〉同。髪を僅に切るとは、〈四・延・長・盛〉「髪ヲ頸ノマハリニ切マシテ」(〈延〉卷一―二五ウ)の意。「殺 キル、コロス」(〈名義抄〉僧中五九)。「殺」は「殺」の俗字。○直垂・小袴を 禿髮の服装については、〈四〉不記、〈鬪・延〉「直垂小袴」、〈長〉「赤き帷をきせ、黒き袴」(一―二九頁)、〈南・屋・覚・中〉「赤キ直垂」(〈南〉一七頁)。なお、〈鬪・延・長・盛〉が記す王莽説話の内、服装を記すのは〈鬪〉のみで、「赤き衣」。ここでも、禿髮説話と王莽説話とは対応していない。なお、黒田彰の指摘した『和漢朗詠注』の王莽譚に見る服装は、「赤装束ヲナシ、赤巾」(二三三頁)と、〈長・南・屋・覚・中〉に一部一致する。○三百人 〈四・延・長・中〉同、〈盛・南・屋・覚〉「三百人」。一方、王莽説話内では、〈鬪〉が「三百人」とする以外は、〈延・長・盛〉「三百人」。〈鬪〉は「三百人」で、〈盛〉は「三百人」で共に照応するが、いずれも一方に手が加えられた結果であろう。すなわち、禿髮説話で

は、「三百人」が、王莽説話では、「三百人」とするのが古態であろう。以上の両話の対応関係からすれば、禿髮説話は、王莽説話を直接の典拠として作り出された話ではないようである。なお、『朗詠注』では、「彼千人、赤子」とする。○充滿して 訓符によれば、「充ち満ちて」(〈四・覚〉等)、送り仮名によれば、「充滿して」(〈延・長〉等)と訓むことになる。○毛を吹きて疵を究め 〈四〉「吹毛を求科」(卷一―一〇左)、〈延〉「吹毛ノ咎ヲ求テ」(卷一―二五ウ)〈長〉「吹毛の科を求て」(一―三〇頁)。あら探しをする様。出典は『漢書』『胡曾詩抄』「祖、又知其心_ヲ。故_ニ吹毛求疵_ヲ」(伝承文学資料集成一六五頁)。○三百余人 〈四・屋〉同。先に〈四・鬪〉の場合は、「三百人」程を召し使っていたとすると、厳密に言えば不整合をきたしている。○即時に之を磨滅す その具体的様相を記すのが、〈南・屋・覚・中〉。〈覚〉「余党に触廻して、其家に乱入し、資材雜具を追捕し、其奴を搦とつて、六波羅へゐて参る」(上―三三頁)。

○之を詞に頭はして云ふ者無かりけり 当該本文に続く記事構成は次のとおり。「1之を詞に頭はして云ふ者無かりけり。2六波羅殿の髪振とだに言へば、3上下皆恐ぢ怖れ、4道を通る馬車も退去つて過ぎけり」とすれば、〈四〉1、〈延〉1・3・4、〈長〉1・2・3・4、〈南・屋・覚・中〉1・2・4の順。〈鬪〉に一致するのは〈長〉。○六波羅殿の髪振とだに言へば 〈四・延〉は当該句を欠く。禿髮という目に付く姿をしているわけだから、殊更に「六波羅殿の禿髮」と名乗る必要はあるまい。また、次に引く『長恨歌伝』の「禁門を出入すといへども、姓名を尋らるゝに及ばず」との照応から言っても、この当該句はないのが本来の形であろう。○上下皆恐ぢ怖れ 〈延〉「上下恐_ラノ

ノキテ」(巻一一二五ウ)、〈長〉「上下恐をなして」(一―三〇頁)。〈名義抄〉「柚 ウレフ、ヨソル」(法中八〇)。なお、「柚」に「柚歎恐也」との欄外注記がある。〈名義抄〉「柚 イサ、カニ」(法中九六)。このような欄外注記は、各巻に次のように見られる。

巻	卷一上	卷一下	卷五	卷八上	卷八下
欄外注記	6 (1)	23 (20)	0	9 (1)	3 (0)
ヲコト点	18	1174	0	2161	0

* 欄外注記の()の中の数字は、欄外注記の内、墨ではなく朱で記されたものの数

欄外注記が、巻により偏在することが明らかになる。その理由の一つは、表に記したように、巻によりヲコト点の加點がある巻とない巻とがあることに関わるようである。但し、巻八下のように、ヲコト点のない巻であるにも関わらず、三例の欄外注記が見られる巻もある。具体的にどのような欄外注記なのかを確認してみよう。①一〇オ4「人跡久絶」。この注記は、〈闘〉の本文「人絶」の「人」の下に、「跡久」の補入があるように、本文の脱落を注記したものの。本文と欄外注記は同筆と見られる。勿論現存の〈闘〉は転写本であるから、このことから、本文と欄外注記が同時成立であることまでは言えない。②二六オ7「時」。七行目に、「時」の注記に関する記事は見あたらない。これは、六行目の「木工馬允友則」に関わる校異記事だろう。「友則」は、〈四・盛・覚〉は「友時」、〈延〉「信時」、〈長〉「朝時」、〈南〉「政時」「友時」と一致しないが「時」は共通するし、〈闘〉でもこの後に「朝時」(二六ウ)と記すように、「時」の欄外注記は、「友則」の「則」に関する注記と考えられる。転写の際に一行ずれて写されたか。③三二ウ2

「磨」真理珠」。この注記は、〈闘〉の本文「磨」珠」の「磨」の下に、「真理」の補入があるように、本文の脱落を注記したものの。本文と欄外注記は同筆と見られる。以上の欄外注記から、ヲコト点が付される以前に、本文の脱落箇所等の注記が、施されていたことが確認できよう。次にヲコト点の加點はあるものの、巻一下・巻八上に比べると圧倒的に少ない巻一上に欄外注記が多い理由の一つとしては、朱による返り点が多く付されていることにもよろう。朱による加點が施された時に、朱による欄外注記も同時に行われたのだろうと考えられる。このように考えれば、朱の注記は墨の注記よりも後に施されたものと考えられる(早川厚一①②)。○退去つて 〈延・南・覚〉「よぎてぞ」(覚)上―一三頁)、〈長〉「曲てぞ」(一―三〇頁)、〈屋〉「ヨケテゾ」(一九頁)、〈中〉「よぎてこそ」(上―一四頁)。〈全注闘〉の訓「しさて」に従う。〈闘〉では孤例。後すさりする意となる。○禁門を出入すると雖も、名姓を尋ぬるに及ばず…『長恨歌伝』による。「出入」禁門、不問「名姓」、京師の長吏為之側目」(二二六頁。大東急記念文庫蔵金沢文庫本(太田次男))。〈盛〉は『長恨歌伝』をほぼそのまま引く。〈盛〉禁門ヲ出入スル時ニ、名姓ヲ不問(一―一四九頁)。〈闘〉の「名姓を尋ぬるに及ばず」に近いのは、〈屋・覚・中〉。〈中〉「しやうみやうをたづぬるにをよばず」(上―一四頁)。○京師の長吏此れが為に目を側つるかと思えたり「目を側つるか」とは、〈延・長・屋・覚・中〉のように、「側目」(巻一―二六オ)が良い。〈南〉「目ヲ側ト」(上―一八頁)。「そばだつ」の訓は、〈四〉「側耳」(一一〇左)から派生した訓みか。

【引用研究文献】

- * 太田次男「長恨歌伝・長恨歌の本文について―旧鈔本を中心として―」（斯道文庫論集一八、一九八二・三）
- * 黒田彰①「祇園精舎覺書―注釈、唱導、説話集―」（愛知県立大学文学部論集（国文学科編）三八、一九九〇・二。『中世説話の文学史的環境』和泉書院一九九五・4再録）
- * 早川厚一①「源平闘諍録」と真字表記」（名古屋学院大学論集（人文・自然科学篇）一九―2、一九八三・3）
- * 早川厚一②「源平闘諍録の真字表記」（松村博司先生喜寿記念『国語国文学論集』右文書院一九八六・11）
- * 美濃部重克『平家物語 序章考』（南山国文学論集一〇、一九八六・3）
- * 宮崎莊平「建春門院平滋子とその周辺―「建春門院中納言日記」ノートより―」（藤女子大学・藤女子短期大学紀要第一部二二、一九七四・12）

【原文】

抑大政入道カフロ童多被仕コ事敢テ非無コ子細ヲ其故尋ニ異国ノ故事ヲ漢王奔欲テ奪取ス天下ヲ謀リ多作ス銅人形馬形ヲ破竹間ヲ籠置シ此ヲ曳テ龜ヲ抑書ニ勝字ヲ海ニ放ツ之ヲ妊ル女ヲ集テ三三百人一朱雀合ニ藥ヲ令服シ深山ニ籠置シ此ヲ然則彼ノ生ラ子ノ色ヲ赤ク無ク雙ヲ漸ク其年成ニ三三四五則作テ赤衣ヲ著セ此ヲ教ヘ歌ヲ合ニ諷カ竹ノ中ニ有ク赤銅人馬ヲ王奔即位ニ瑞相ヲ龜甲ニ有ク勝字ヲ王奔治國ヲ表シ示セ也ト人皆作テ奇ヲ之間破竹中見ニ寔ニ有ク銅人馬ヲ曳テ龜ヲ見シ此ヲ又是有勝字ヲ天下人恐シ此ヲ即隨ニ王奔ニ然清盛入道思フ准シ此事ヲ被テ任シ童童乎乎

【釈文】

抑そも太た大だい政入道せいりゅうだう、童わらわ童わらわを多く仕つかはれける事は、敢あはへて子細こさい無なきに非あらず。其の故は、異国の故事を尋たずぬるに、漢の「王奔おうほん（奔）」、天下を奪うばひ取らんと欲ほて、謀はかりごとに多くの銅あかねの人形にんぎやうと馬形ばぎやうを作り、竹の間を破りて此れを籠め置き、龜を曳ひきて甲こらに「勝つ」の字を書き、海中に之を放はなつ。妊はらめる女を三三百人集めて、朱あかき雀すずめに薬を合あわせて服くせしめ、深き山に此れを籠め置く。然れば則ち、彼の生なみたりし子の色の赤きこと双ふたび無なし。漸やうやうく其の年三三四五に成りければ、則ち赤あかき衣えを作りて此れを著かせ、歌を教へて諷をめかしむ。「竹の中に赤銅しやくどうの人馬じんば有り。王奔おうほん（奔）位ちに即つく瑞相ずいさうなり。龜の甲に『勝つ』の字有り。王奔おうほん（奔）國を治ちむる表示ひょうじなり」と。人皆奇あやしみを作なす間、竹の中を破りて見るに、寔まことに銅の人馬どうのじんば有り。龜を曳ひきて此れを見るに、又是れ「勝つ」の字有り。天下の人此れを恐れ、即ち王奔おうほん（奔）に随まひけり。然れば、清盛入道も此の事に思おもひ准あへて、童わらわ童わらわを4任つかはれけるにや。

【校異・訓読】 1以下、「王奔」を「王奔」と記す。誤りと見て訂正した。2訓符に従った。3注解参照。4冒頭に「童童を多く仕はれける事は」とあるように、「任」は「仕」の誤りと見た。

【注解】○抑、太政入道、僮童を多く仕はれける事は：以下の王莽説話を記すのは、〈闘・延・長・盛〉。〈闘・長〉は、〈延・盛〉に比べてやや簡略だが、諸本様々な趣向を凝らす。〈延〉では、なぜ清盛が禿髪を三百人に限って用いるのかという質問に対して、ある儒者が王莽説話を紹介する形。〈長〉では、清盛の悪行の至りとして、禿髪を召し使う様子を見るに、王莽の振舞を想起させるとして引く。〈盛〉では、九条殿（兼実か）の物語と違って人が語る話として、異国の類例として王莽説話を引く。〈闘〉は、〈長〉に近い。清盛の盛者必衰の先例として序章に引かれる王莽をここに引くのはふさわしいと言えよう。〈盛全釈〉（四一九頁）参照。○漢の王莽、天下を奪ひ取らんと欲て、王莽が天下を奪うためとする設定は、〈延・長・盛〉同。柳瀬喜代志が紹介した敦煌変文の一つの『前漢劉家太子伝』（以下『劉家変』とする）も同様。「其時、遂有漢帝丈人王莽、在於宮中、見其孫年少、遂設計謀、擬奪帝業。忽遇漢帝崩後、於内宮不_レ放言語漏泄、遂於街衢教示童兒作童謡。歌曰、「王莽捉_二天下、竹節生銅馬」。遂便不_レ放外人知聞、便称帝位。」『敦煌變文集』人民文学出版社、一九五七・8。上―一六〇頁。また黒田彰が紹介する『和漢朗詠集』の注釈書の内、書陵部本系が、「將軍」の「職列虎牙」注に引く王莽伝（以下『朗詠注』とする）も同様。「漢ノ高祖九代ノ孫、光武皇帝、幼キ時ハ、王莽ト云兵アリ。帝位ヲ奪ントシテ、種々謀ヲ廻ス」（四九四〜四九五頁）。○謀に多くの銅の人形と馬形を作り、竹の間を破りて此れを籠め置き、〈延〉「銅ノ馬ト人トヲ造テ、竹ノヨヲ通シテ是ヲ容ル」（卷一―二六ウ）、〈長〉「銅にて、鎧甲を着たる人形の、馬に乗たるが、たけ三寸なるを多く鑄集て、

竹のいまだ筍なる時、よごとにわりて、これを入をきてけり」（一―三〇頁）、〈盛〉「銅ニテ馬ト人トヲ造テ、近国ノ竹ノヨヲ透シテ多入之」（一―四七〜四八頁）。『劉家変』『朗詠注』になし。但し、『劉家変』には、童子に歌わせた歌句に、「王莽捉_二天下、竹節生銅馬」とある。○龜を曳きて甲に「勝つ」の字を書き、海中に之を放つ。〈延・長・盛〉は、「龜の甲に勝の字を書いて海中に放つ」↓「竹の中に赤銅の人馬を籠める」の順に記す。記事内容はほぼ同。〈延〉「海辺ニ出テ、龜ヲ幾千万ト云数ヲ不知_レ取集テ、其龜ノ甲ノ上ニ「勝」ト云字ヲ書テ、浦々ニ放ヌ」（卷一―二六オ〜二六ウ）。『劉家変』『朗詠注』になし。○妊める女を三百人集めて、妊婦の数、〈延・盛〉「三百人、〈長〉「千人」。〈闘〉が、「三百人」とするのは、禿髪説話で禿髪の数に「三百人」とするのに照応させたためだろう。前節の注解「三百人」参照。『朗詠注』では、「懷妊ノ女、千人集テ（四九五頁）」とある。○朱き雀に薬を合はせて服さしめ、〈延〉「朱砂ヲ煎ジテ曼葉ト云葉ヲ合テ此ヲノマス」（卷一―二六ウ）、〈長〉「朱砂を煎じて飲せけり。是を万仙薬と云」（一―三〇頁）、〈盛〉「朱砂ヲ煎ジテ、曼葉ト云葉ヲ合テ、コレヲ吞シム」（一―四八頁）。『朗詠注』「光明朱ヲ吞シム」（四九五頁）。〈闘〉の「朱き雀」は、諸本の「朱砂」に該当するが、さらなる趣向を凝らしたのであろう。「曼（曼）葉」万仙薬」未詳。○其の年十三四五に成りければ、〈延・盛〉「十四五計」（〈延〉二六ウ）、〈長〉「十三」（三〇頁）。前節の注解「十七八ばかりの童部」参照。○赤き衣を作りて此れを著せ、こうした趣向は〈闘〉のみだが、『朗詠注』の「赤キ装束ヲキセテ、赤キ巾ヲナサシメテ」（四九五頁）に近い。〈長〉は、「赤き扇を持せて」（三〇頁）。なお、〈延・

長・盛が、共に「髪ヲ肩ノマハリニ切廻シテ」(《延》二六ウ)とするのは、禿髮説話で、「童部ノ、髪ヲ頸ノマハリニ切マハシテ」(《延》二五ウ)とすると照応しよう。《鬪》が、禿髮の髪型の件を記さないのは、改変か。○謳かしむ 《延》に「謳フ」(二六ウ)《長》に「うたはせけり」「うたひける」(一―三〇頁)、《盛》に「歌テ」「歌ケリ」(一―四八頁)とあり、《名義抄》「謳 ウタフ」(法上六五)とあることから、「謳はしむ」と訓みたいが、送り仮名に「カ」とあることや、

【引用研究文献】

*黒田彰『和漢朗詠集古注釈集成』二下(大学堂書店一九九四・一)

*柳瀬喜代志「禿髮異聞考―「童謡」と平清盛像象形の関係―」(日本文学、一九九七・5。『日中古典文学論考』汲古書院一九九九・3再録)

【原文】

非極^ニ我身栄^ニ花^ヲ嫡^ニ子重盛内大臣左大将^一男宗盛中納言^一右大将三男知盛三位^一中将四男重衡藏^一人頭五男知度三河守^一六男清房^一淡路^一《入道末子》嫡孫維盛四位小将舍弟頼盛正二位^一大納言同教^一盛中納言一門公卿十余人殿上人卅余人諸国受領諸衛府所司都合^一六十余人世無^一亦人^一見^一奈良御門御時^一《諱云勝宝聖武天王》神龜五年^一《戊辰》自始^一置近衛大将^一以来^一先^一《兄》弟相並^一左右僅^一三箇度^一初^一《文德天皇》御宇仁寿四年^一閑院贈大政大臣^一冬^一副大臣御息染殿^一閔白大政^一大臣忠仁^一公^一《良房》八月在御任^一左大将^一御弟^一西三条^一右大臣^一《良相公》同年九月並^一右^一御座^一次朱雀院^一御宇天慶元年^一小一条^一閔白大政大臣^一《真信公忠平》御息小野宮^一閔白大政大臣^一《清慎公実清》十二月在御任^一左大将^一御弟^一九条右大臣^一《師輔公》同^一年十一月並^一右^一御坐^一親^一一条院^一御宇永曆元年^一法性寺^一閔白大政大臣^一《忠通公》御息松殿^一閔白大政大臣^一《基房公》五月一日在御任^一左大将^一御弟^一九条^一閔白大政大臣^一《兼美公月輪殿》同九月並^一右^一御座^一此皆撰録^一臣^一御子息也取凡人^一者無^一其例^一被嫌^一殿上交^一人^一子孫許^一襟色雜袍^一綾羅錦繡纏^一身^一兼^一大臣^一大将^一子息兄弟並^一左右事雖末代^一是不思議事也。

【釈文】

我が身の栄花を極むるのみに非ず、嫡子重盛内大臣の左大将、二男宗盛中納言の右大将、三男知盛三位^{トモ}中将、四男重衡藏人頭、五男知度三河守、六男清房^{トモ}淡路《守》《入道の末子》、嫡孫維盛四位少^{シノ}《小》将、舍弟頼盛正二位^{ヨモ}大納言、同じき教盛中納言、一門の公卿十余人、殿上人卅余人、

諸国の受領・諸衛府・所司、都合六十余人。世には亦人無しとぞ見えたりける。

奈良の御門の御時（諱を勝宝聖武天王と云ふ）、神亀五年（戊辰）近衛の大将を始め置かれてより以来、²兄弟左右に相ひ並ぶこと僅かに三箇度なり。初めは文徳天皇の御子仁寿四年に、関院の贈太（大）政大臣冬嗣の大臣の御息、染殿の関白太（大）政大臣忠仁公（良房）八月に左大将に御任在りて、御弟の西三条の右大臣（良相公）同じき年九月に右に並び御座す。次に朱雀院の御宇、天慶元年に、小一条の関白太（大）政大臣（貞信公忠平）の御息、小野宮の関白太（大）政大臣（清慎公実清）十二月に左大将に御任在りて、御弟の九条の右大臣（師輔公）同じき二年十一月に右に並び御座す。親（まぢか）は二条の院の御宇、永暦元年に、法性寺の関白太（大）政大臣（忠通公）の御息、松殿の関白太（大）政大臣（基房公）五月一日に左大将に御任在りて、御弟の九条の関白太（大）政大臣（兼美公）、月輪殿（同じき九月に右に並び御座す。此れ皆撰録の臣の御息なり。凡人に取りては其の例無し。殿上の交はりをだにも嫌はれし人の子孫の、禁（襟）色雑袍を許され、綾羅錦繡を身に纏ひ（へ）、大臣の大将を兼ねて、子息兄弟左右に並ぶ事、末代なりと雖も是れ不思議の事なり。

【校異・訓読】1底本「淡路」。「守」の脱落。2「兄弟」は、「兄弟」の誤り。「兄」（朱筆）による訂正本文を取る。3「冬嗣」は、「冬嗣」の誤り。4「大臣」の訓符は音符の誤りだろう。故に訓みは「だいじん」。5「襟色」は「禁色」の誤り。

【注解】○嫡子重盛内大臣の左大将：重盛以下、平家一門の人々の諸本における所収状況を表の形で示せば次のとおり。

	重盛	宗盛	知盛	重衡	知度	清房	維盛	頼盛	教盛
〈四・延・長〉	○	○	○	○	×	○	○	○	○
〈闘〉	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〈盛・覚〉	○	○	○	×	×	×	○	×	×
〈南・屋・中〉	○	○	○	○	×	×	○	×	×

〈四・延・長〉は、清盛の子・孫・弟の内、公卿となった者を記す。その点は、〈闘〉も同様だが、知度・清房は公卿になっていないことから、〈闘〉編者による加筆と考えられよう。〈南・屋・中〉は、清盛の子・孫の内、公卿になった者を記そうとするのだろう。〈盛・覚〉が、その内重衡を欠くのは不審だが、美濃部重克が指摘するように、

当該記事で記す重盛・宗盛・知盛・維盛の官位は、昇進の途中の一時期のもので、安元三年（一一七七）の一月から六月に限られる。そうした時期に焦点を絞ったのは、その時期が、鹿谷事件の直前であり、正月の除目では平家の栄華を象徴する重盛と宗盛の左右大将の任官が叶った時期であったからと考えられる。とすれば、〈盛・覚〉が重衡を欠くのは、安元三年の時点で重衡は、正四位下中宮亮で、公卿にはなっていないためか。〈盛全釈〉の注解「長男重盛内大臣ノ左大将、：」（四―二五―二六頁）参照。なお維盛も、安元三年の時点では公卿になっていないが、総ての諸本が記すのは、維盛が平家嫡々の血統であると主張する系譜意識のためと考えられる（美濃部重克五一頁）。なお重盛の内大臣左大将の任官は、安元三年正月に任左大将、三月に任内大臣で左大将も兼任した。諸本同。○二男宗盛中納言の右大将 諸本同。但し、宗盛は、三男。次男に早世した基盛がいる。

この問題については日下力①論文参照。〈盛全釈〉(六一八〜九頁)の「清盛卿ノ二男遠江守基盛」の注解参照。なお、宗盛は、安元三年正月に、権中納言のまま右大将を兼任している。○三男知盛三位中将 諸本同。知盛は仁安三年(一一六八)三月に任左中将、安元三年正月に叙従三位で左中将は元のまま。なお、知盛は、四男だが、諸本はいずれも三男とする。前項参照。○四男重衡藏人頭 〈四・延・長・南・屋・中〉同。実際は五男だが、いずれも四男と記す。重衡の藏人頭任官は、治承四年正月。公卿になったのは養和元年五月。安元三年当時は、正四位下中宮亮。○五男知度三河守、六男清房淡路《守》〈入道の末子〉 〈闘〉の独自記事。知度の三河守、清房の淡路守は共に治承三年十一月の政変の折に任官した。故に、「一門の公卿十余人」の文脈の中で敢えて紹介される必要はなく、〈闘〉編者による後補と考えて良からう。なお、知度は、〈延・長・南・屋・覚〉では、清盛の「末子」、〈盛〉では、「乙子」(三一三九六頁)とされる。但し、〈尊卑〉(4―三六頁)・〈尊卑脱漏〉(続群書五十一―一五〇頁)・『桓武平氏系図』(続群書八上―三頁)等では、知度(範)を兄に、清房を弟にする。知度は〈四・延・長・盛・南〉では、倶利伽羅合戦で、〈覚〉は、志保合戦で、〈屋〉は、北国合戦での討死は確認できるもの、いずれの合戦とは特定できない。〈四全釈〉巻七「俱利伽羅落」の注解「大将参河守知度・讃岐守経時…」参照(九八〜九九頁)。清房は、〈南・覚〉では一合合戦での討死を記すが、〈四・闘・延・長・盛・屋〉に討死記事はない。○嫡孫維盛四位少将 諸本同。維盛は嘉応二年(一一七〇)十二月に任右近権少将、承安三年(一一七三)三月に叙従四位下、安元二年正月に叙従四位上、安元三年の時点では、四位少

将であった。維盛が公卿になったのは養和元年十二月のこと。公卿ではない維盛が記載されていることについては、注解「嫡子重盛内大臣の左大将…」参照。○舎弟頼盛正二位大納言 〈四・延・長〉同。頼盛は、治承四年四月に従二位、六月に正二位、寿永二年(一一八三)四月に権大納言。安元三年当時は、正三位権中納言。○同じき教盛中納言 〈四・延・長〉同。教盛は、養和元年(一一八一)十二月に正三位権中納言。○一門の公卿十余人 〈四・延・長〉同、〈南・屋・覚・中〉「十八人」、〈盛〉は、「凡一門ノ卿相雲客、諸国ノ受領衛府諸司、捻テ六十余人ナリ」(一一五〇頁)と他と合算して記す。安元三年時点までに公卿になったのは、堂上平氏を加えれば十人。清盛(永暦元年)・重盛(長寛元年)・親範(長寛三年)・頼盛(仁安元年)・時忠(仁安二年)・宗盛(仁安二年)・教盛(仁安三年)・経盛(嘉応二年)・信範(承安元年)・知盛(安元三年)。以降平氏が都落ちをした寿永二年までに公卿になったのは以下の六人。清宗(治承四年)・重衡(治承五年)・維盛(養和二年)・親宗・通盛・資盛(寿永二年)。計十六人となる。とすれば、堂上平氏は除いても、一門の公卿として、清盛の異母弟経盛、宗盛の息清宗、教盛の嫡男通盛、重盛の次男資盛の名が記されても良いはずだが、諸本はいずれも記さない。〈盛・南・屋・覚・中〉のように、清盛の子や嫡孫のみを記したと考えれば納得はいいが、いずれの諸本も、実際に記された名前と、総計とが合致しないように、ここには主だった者の名前を書いたのだろう。また、経盛は忠盛の三男、教盛は四男の異母兄弟だが、教盛は仁安三年(一一六八)八月(四十一歳)に正四位下参議になったのに対し、経盛は嘉応二年(一一七〇)十二月(四十七歳)に従三位非参議になっているように

後れを取っている。清盛の三人の弟経盛・教盛・頼盛の中では、年長の経盛が位階官職共に最も劣り、清盛との関係も疎遠とされる（多賀宗隼三〇〇～三〇四頁）。このように弟の教盛が上位者であったため、「兄弟の名が並記される場合には必ず、弟・兄の順になる」（日下力②三三六頁）。この記事に経盛の名が見られない理由として、そのような物語における経盛の立場を想起すべきかもしれない。なお、公卿会議の構成メンバーの内、平氏公卿の人数がもっとも多かったのは、寿永元年（一一八二）から翌二年にかけての六名であった（上横手雅敬二四頁）。○殿上人卅余人、諸国の受領・諸衛府・所司、都合六十余人 殿上人の数、〈四・延・長・南・屋・覚・中〉同、総数を〈四・南・屋・覚・中〉同、〈延・長〉「八十余人」。〈盛〉は、前項参照。この前後の記事は、『平治物語』一類本に近似する。「平家の一門、繁昌す。わが身は太政大臣にあり、子息、近衛大将にあひならび、親類の昇進、思さまにて、卿相・雲客、六十余人なりき」（新大系二七三頁）。『平治物語』に『平家物語』の影響を見て良い箇所であろう。『平治物語』の一類本は、公卿・殿上人の数を合わせて六十余人とするが、ここは、『平家物語』に見るように、受領や諸衛府・諸司等を加えた数であろう。日下力③は、〈尊卑〉によれば、殿上人は二十六人前後と推定され、公卿・殿上人の数は多く見ても四十人前後と考えられるという（一四九～一五〇頁）。○奈良の御門の御時〈諱を勝宝聖武天王と云ふ〉 左右の近衛大将が置かれるに至った経緯を先ず記すにあたり、奈良の御門、つまり聖武天皇の時代に遡る。その点は、〈四・延・長・南・屋・覚・中〉同。但しその諱を記すのは、〈闘〉のみ。『続日本紀』「敬ヒコ依ヨリ旧典コト、追ヒキ上リ尊号ミコトナリ、策シテ称ス勝宝感神聖

武皇帝、諡シテ称ス天璽国押開豊桜彦尊ト」（新大系3―二七八～二七九頁。天平宝字二年八月九日条）。なお、〈闘〉に見られる多数の注記記事の内、多くは卷一上に集中していることを確認したが（本全釈五―九一～一〇頁。「仁平三年〈癸酉〉」の注解参照）、当該記事のように諱を記す記事においても同様である。「諱云：…」との注記記事は、〈闘〉には、卷一上に十一箇所、卷二下に二箇所、卷五に二箇所の計十五箇所見られる。それらの内、卷一上では、同一の天皇に付された諱記事はない。具体的には、聖武・鳥羽・二条・後白河・清和・陽成・近衛・高倉・一条・三条・堀河の各天皇の諱が記される。しかし、卷二下では、再び鳥羽と後白河の諱が注記され、卷五では、当該記事と同じ聖武（「諱云勝宝」二七〇）と孝謙の諱が記される。それらの注記の付け方を見ると、卷一上においては、初出の天皇の諱を基本的には記しているようにも見られるが、記されていない天皇もあり（例えば、桓武・淳和・文徳天皇等）、また必ずしも初出記事に付されているわけではない（該当する天皇としては、二条・後白河・近衛・高倉・一条各天皇）。○神亀五年〈戊辰〉近衛の大将を始めて置かれてより以來 詳細は、〈延全注釈〉（巻一―一七〇～一七二頁）・〈盛全釈〉（四―一二九～一三一頁）の各注解に譲り、以下では要点を記すことにする。左右の近衛大将が置かれるまでの経緯を辿れば次のようになる。神亀五年（七二八）七月にはじめて中衛府が置かれ、『続日本紀』新大系2―一五三二頁の「中衛府の新置」の補注参照）、天平神護元年（七六五）二月に近衛府が置かれ、さらに大同二年（八〇七）四月に近衛府を改め左近衛府とし、中衛府を改め右近衛府とした（『類聚三代格』）。中衛府新設時の最初の大將は、藤原房前、近衛府新設時の最初の大將は

諸本	総数	掲出事例
〈四・盛〉	四箇度	②③④⑤
〈鬪〉	三箇度	②③⑤
〈延〉	三箇度	①②③④⑤
〈長〉	五箇度	①②③④⑤
〈南・屋・覚・中〉	三四箇度	②③④⑤

藤原蔵下丸であり、その点を正しく記すのは〈屋〉である。また、左右近衛府新設時の左大将は藤原内麻呂、右大将は坂上田村丸であった。その点を正しく記すのは〈四・南・屋〉。故に、〈鬪〉が、神龜五年に近衛大将がはじめて置かれたとするのは間違いで、中衛府が置かれた年。〈南〉も同様に誤る。○兄弟左右に相ひ並ぶこと僅かに三箇度なり 諸本が、重盛・宗盛以前に、兄弟が左右大将に並んだ例として挙げるのは、次の事例。①大同四年（内麻呂・田村丸）、②斉衡元年（良房・良相）、③天慶八年（美頼・師輔）、④寛徳二年（教通・頼宗）、⑤永暦元年（基房・兼実）の五例。諸本の掲出事例は次のとおり。

しかし、①の事例は、〈四・南・屋〉が記すように、左右近衛府新設時の左大将と右大将で、兄弟の事例ではない。故に、重盛・宗盛以前に、兄弟が左右大将に並んだ例は、②③④⑤の四例である。〈鬪〉が、④寛徳二年（教通・頼宗）の例を欠くのはなぜだろうか。④を欠く〈鬪〉に原態があるとは考えがたい。とすれば、判然とはしないが、「三箇度」に拘った〈鬪〉編者は、四箇度の事例から直近の大将人事であった⑤の事例を取り込み、④を削除したと考えることとなろうか。恐らくは、五つの事例を記す〈延〉が、にも関わらず「三箇度」とし、四

つの事例を記す〈南・屋・覚・中〉が「三四箇度」と曖昧な書き方をして「三箇度」に拘るのは、「三箇度」と記すあり方が当該記事の古態だからであろう。〈鬪〉編者が「三箇度」に拘った事情もそのあたりにあると考えられる。〈延全注釈〉の、「本来は、②④の三例だったものが、追記などにより混乱した可能性があるろう」（巻一―一七一頁）とする考えを支持したい。とすれば、兄弟の左右大将の確かな事例である⑤は、なぜ含まれなかったのか。この点については、この後の注解「凡人に取りては其の例無し。殿上の交はりをだにも嫌はれし人の子孫の…」で考えたい。○文徳天皇の御宇仁寿四年に〈南〉同、〈四・盛〉「文徳天皇。御宇齊衡元年」（四―一一左）、〈延・長〉「文徳天皇御宇齊衡二年」（延）二七ウ）、〈屋・覚・中〉「文徳天皇ノ御時ハ」（屋）二二頁）。齊衡元年（八五四）は、仁寿四年十一月二十九日に改元。良房・良相の任大将は共に改元以前のため、仁寿四年が正しい。なお、以下の事例の中で、文徳のみ「天皇」と表記され、朱雀以降の天皇が「院」と表記されているのは、天皇の追号にその院号をつける最初が宇多天皇のため。〈盛全注釈〉の注解「文徳天皇ノ御宇齊衡元年ニ」（四―一三〇頁）参照。○染殿の関白太政大臣忠仁公〈良房〉八月に左大将に御任在りて 良房は、冬嗣の次男。天安二年（八五八）十一月に摂政太政大臣。良房（白河殿、染殿。諡忠仁公）は、仁寿四年八月二十八日に左大将（時に右大臣）となった。○御弟の西三条の右大臣〈良相公〉同じき年九月に右に並び御座す 良相は、冬嗣の五男。齊衡四年（八五七）二月に右大臣。良相（西三条大臣）は、仁寿四年九月二十三日に右大将（時に権大納言）となり、兄弟の左右大将が実現した。○朱雀院の御宇、天慶元年に〈四・延・

つ

長・盛・南〕「朱雀院御宇天慶八年」（延）二八オ、〔屋・覚・中〕「朱雀院の御宇には」（覚）上一四頁。「天慶八年」が正しい。「天慶元年」の誤りが、例えば「八」を「元」と誤写したために生じた記事でないことは、この後に、同日に任官した師輔について、「同じき二年十一月に」と改変している点からも明らか。○小一条の関白太政大臣〔貞信公忠平〕忠平の諡貞信公、号小一条太政大臣。極官は、従一位関白太政大臣。○小野宮の関白太政大臣〔清慎公実清〕十二月に左大将に御任在りて 実清は実頼が正しい。実頼（諡清慎公、小野宮）は、忠平の嫡男。極官は従一位摂政太政大臣。実頼は、天慶八年（九四五）十一月二十五日に左大将（時に右大臣）となった。「十二月」は誤り。十一月二十五日とする〔四・延・長・南〕が正しい。○御弟の九条の右大臣〔師輔公〕同じき二年十一月に右に並び御坐す 師輔（九条右大臣）は、忠平の次男。師輔は、兄実頼と同日の天慶八年十一月二十五日に右大将（時に大納言）に任じられた。しかし、〔闘〕は、兄実頼は天慶元年十二月に左大将となり、弟師輔は翌二年十一月に右大将になったとする。当初は誤写等によって生じた記事の辻褄合わせから端を発した記事の可能性はあるが、意改により作り出された後出記事と考えられる。○法性寺の関白太政大臣〔忠通公〕 応保二年（一一六）六月八日法性寺別業にて出家、長寛二年（一一六四）二月十九日入滅。前関白太政大臣。○松殿の関白太政大臣〔基房公〕 五月一日に左大将に御任在りて 基房は、忠通の嫡男。基房（松殿、中山、菩提院）は、永暦元年（一一六〇）八月十四日に左大将（時に

内大臣）となった。「五月一日」は誤り。○御弟の九条の関白太政大臣〔兼実公、月輪殿〕同じき九月に右に並び御座す 兼実は、忠通の三男。兼実（月輪殿、後法性寺殿）は、永暦二年（一一六一）この年九月四日に、応保元年と改元（八月十九日に右大将（時に権大納言）となって、兄弟の左右大将が実現した。「同じき九月」は誤り。〔闘〕に見るこれら一連の誤りの発生事情については不明。○此れ皆撰録の臣の御子息なり〔四〕は、兄弟による左右大将の事例を記す前に、「是皆撰録の臣の御子息なり」（一一左）と記す。○凡人に取りては其の例無し。殿上の交はりをだにも嫌はれし人の子孫の…「殿上の交はりをだにも嫌はれし人の子孫の」の前に、〔延・長・南〕は、次のような一文を挟む。〔延・長〕「上代ハカウコソ、近衛大将ヲバ惜ヲハシマシテ、一ノ人ノ君達バカリナリ給シカ」（延）卷二二（八ウ）、〔南〕「上古ニハ加様ニコソ有シニ」（上一二〇頁）。つまり、これらの本文から明らかとなるのは、兄弟の左右大将の事例として、〔延・長・南〕では、「上代」「上古」の事例が書き留められようとしたことが分かる。確かに⑤永暦元年（基房・兼実）の事例は、兄弟の左右大将の事例として適うものではあったが、保元の乱・平治の乱後の、末代も深まった折の事例であるが故に、『平家物語』編者の当初の構想にはなかったと考えられる。先に見た〔闘・延〕の「三箇度」や、〔南・屋・覚・中〕の「三四箇度」という曖昧な本文に、そうした推測を支える根拠を認めて良いのではなからうか。

【引用研究文献】

*上横手雅敬「平氏の権勢」『日本の歴史五』研秀出版一九七二。『源平争乱と平家物語』角川書店二〇〇一・4再録。引用は後者による。

* 日下力① 『平家物語』の一問題―清盛の次男基盛の消去をめぐる、『保元』『平治』との間を探りつつ― (国文学研究七三、一九八一・3。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録)

* 日下力② 『平家物語』の整合性―「教盛・経盛」の場合 (リポート等間二八、一九八七・10。『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇一・4再録。引用は後者による)

* 日下力③ 『平治物語』における悪源太雷化話の作出と『保元物語』『平家物語』 (国文学研究六七、一九七九・3。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による)

* 多賀宗集 「平家一門―清盛の地位と役割―」 (日本歴史三五四、一九七七・11。『論集中世文化史 (上)』公家武家篇』法蔵館一九八五・9再録。引用は後者による)

* 美濃部重克 『平家物語』序章考 (南山国文論集一〇、一九八六・3)

【補記】

○ (凡例追加) 左記の『平家物語』諸本については略号を用い、次の刊本により頁数を示した。

〈中〉……中院本。『校訂中院本平家物語 (上)』(下) (三弥井書店二〇一〇) 翻刻。